

香取広域市町村圏事務組合職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱規程

令和6年9月9日

訓令第8号

香取広域市町村圏事務組合職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱規程（平成18年香取広域市町村圏事務組合訓令第34号）の全部を改正する。

職員の自家用自動車の公務使用に関する事項については、香取市職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱規程（平成18年香取市訓令第31号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。